

II.学校の経営

令和7年度 殿山第二小学校 経営方針

1. 基本方針

- ・日本国憲法、教育基本法等の教育諸法規・法令に則り、教職員自らが保護者、市民の信託に応える教育を推進し、豊かな心と、自主性・創造性・実践力に富む児童の育成に努める。
- ・児童及び地域の実態を踏まえ、校長のリーダーシップの下、責任ある組織的・計画的な教育活動と全教職員の創意工夫を生かした教育実践を通して、児童一人ひとりの人間形成（よく学び、よく遊び、心身ともに健やかに育つ）を図る。
そのために、教職員が互いに切磋琢磨しながら学び続け、自身の教師力を磨く。そして、子どもたちの指導に愛情と責任を持って、子ども像の具現化に努めていく。
また、保護者・地域の人々の力が加わって、生き生きと活気あふれる教育活動を展開していく。
常に創意工夫をしながら、柔軟且つ創造的な『新しい学校づくり』のために邁進していく。

2. 学校教育目標

『 認めあい 高めあい 一人ひとりが輝ける学校 』

3. めざす子ども像

① 素直でやさしい心をもつ子

「 物事を前向きに捉え、“あいさつ”ができて、人と人との関係性を豊かに広げる子 」

② 自分も周りの人も大切にできる、思いやりのある子

「 互いの個性を認めあい、自他ともに大切にしてお互いに支え合える子 」

③ 正しい考えをもつ子

「 経験を通して、自らの考えを広げ、物事の正しい判断ができる子 」

④ 学ぶ楽しさを知り、主体的・意欲的・協働的に取り組める子

「 友だちと主体的に対話をしながら協働的に学びを深めていく子 」

⑤ 心身ともに健康でチャレンジする気持ちをもって、最後までやり切る子

「 心身ともに健やかに、諦めず最後までやり遂げる子 」

4. 重点目標

「枚方市教育大綱」「枚方市教育振興基本計画」「学校園の管理運営に関する指針」を踏まえ、次の重点目標を設定する。

- (1) 確かな学力と自立を育む教育の充実（個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実）
- (2) 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実（人権・道徳教育、体力向上の充実）
- (3) 教職員の資質と指導力の向上（服務規律の徹底、業務改善と意識改革の推進）
- (4) 「ともに学び、ともに育つ」教育の充実（支援教育の充実）
- (5) 幼児教育の充実（就学前教育の推進）
- (6) 社会に開かれた学校づくりの推進（保護者・地域との連携）
- (7) 学びのセーフティネットの構築（安全・生徒指導・不登校・いじめの対応）
- (8) 学びを支える教育環境の充実（教育環境の活用）
- (9) 生涯学習の推進と図書館の充実（学校図書館機能の充実）

(10) 文化・スポーツなどの生涯を豊かにする体験活動の充実(社会教育と学校教育の連携)

5. 重点的具体事項

(1) 確かな学力と自立を育む教育の充実(個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実)

- ① 一斉授業中心の授業から、学習内容によって一人一人が学習形態を選ぶ学習(個別最適な学習や協働的な学習、自由進度学習)を取り入れた授業展開を実践していく。
- ② 「そろえる教育」から「誰と学ぶ、何を学ぶ、どのように学ぶ」を子ども一人一人が自己選択・自己決定できる機会をつくる。
- ③ 一人一台のタブレット端末を活用した効果的な授業改善を推進する。
- ④ AIドリルや反復学習等で基礎・基本の学力をしっかりと定着させ、シームレスな学びへ繋げていく。
- ⑤ 三中校区「家庭学習の手引き」等を活用し、家庭学習の意義について保護者に理解を促し家庭学習の定着を図るとともに、指導方法の工夫改善について校区間で連携を図る。
- ⑥ 「架け橋プロジェクト」のもと、坂保育園、宇山光の子保育園、招堤保育園と連携を図り、児童同士の交流、教職員同士の連携から、幼児教育からのスムーズな引継ぎや子ども理解に向けての共通理解を図る。
- ⑦ 答えが一つではない課題に対して、主体的に解決策を提案し実践していく課題解決型学習により探究的な学びを充実させる。
- ⑧ 教職員は各ブロック(ペア学年・年3回以上)で研究授業を公開し、校内研究を充実していく。
- ⑨ 全国学力・学習状況調査等の課題から児童の実態を把握し、求められる学力を授業改善に取り入れる。

(2) 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実(人権・道徳教育、読書活動、体力向上の充実)

- ① 教職員一人ひとりが高い人権意識を持つための研修を充実させる。(年3回以上)
- ② 教科書を中心に、「人権教育教材集」(大阪府教育委員会)等の副教材も活用しながら人権感覚の醸成を行う。
- ③ 道徳の時間における指導内容・指導方法、評価の工夫・改善を図る。
- ④ 体力テストの課題から児童の実態を把握し、求められる児童の体力向上の充実努める。
- ⑤ 体力向上推進計画を作成し、体力づくりの推進を図る。
- ⑥ 積極的に休み時間や放課後での交流(遊び)の機会を増やす。(中休みを20分→25分に変更)

(3) 教職員の資質と指導力の向上(服務規律の徹底、業務改善と意識改革の推進)

- ① 保護者、地域からの信頼を得るためにも教職員の職務上の義務や身分上の義務について適宜確認を行っていく。(定期的な研修を行う。)
- ② 国の通知や様々な取組事例を参考にして教職員の働き方改革を進めていく。「笑顔の学校プロジェクト」への取組参加)
- ③ 経験の少ない教員の指導力の向上を図るため、OJTを充実させる。(月1回以上)
- ④ 校内研究授業では、事前協議会を充実させることで1時間ごとの授業力向上に努める。
- ⑤ 相互参観週間の設定を行い、全ての教員の授業力の向上を図る。
- ⑥ 教職員が研修で学んだことの情報共有する場を設ける。(年2回以上)
- ⑦ Hirakata 授業スタンダード(5つのC視点)に基づいた授業展開を意識して取り組む。
- ⑧ 「枚方市教職員等育成指標 キャリアステージに応じて教員に求められる資質・能力」に基づき、社会の変化に対応できる「学び続ける」教職員の育成に努める。

(4) 「ともに学び、ともに育つ」教育の充実（支援教育の充実）

- ① インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、すべての子どもたちが「ともに学び、ともに育つ」ための支援教育を進める。
- ② 特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制を確立し、すべての教職員が一致した体制で支援教育を進める。（月1回の情報共有）
- ③ 校内研修を充実させ、支援教育に対する専門性の向上を図り、どの子どもも“安心”して学校生活を送ることができる居場所づくり（支援ルーム）や環境づくりを進める。
- ④ 通常の学級に在籍する配慮が必要な児童への具体的な支援についてケース会議を実施して、合理的配慮等必要な支援方法を検討する。
- ⑤ 児童の実態把握のためのスクリーニングシートを作成し、系統的な支援方法のもと、保護者と連携しながら一人ひとりに適した支援方法を実施していく。

(5) 幼児教育の充実（就学前教育の推進）

- ① 校区作成した架け橋期のカリキュラム表を活用しながら、幼保と円滑な接続を図る。

(6) 社会に開かれた学校づくりの推進

- ① 学校運営協議会委員と学校が協働しながらコミュニティスクールの本格的な実施を行う。（年4回以上）
- ② 引き渡し訓練、授業参観、保護者参加型の学習会等の実施。
- ③ 可能な範囲で地域行事への参加を行い、地域との結びつきを深める。
- ④ 地域人材による学校教育への協力（殿ニッコリ保護者会の推進）
- ⑤ 子どもたちの安全確保のため、殿ニッコリ保護者会や見守り隊（月1回の情報共有）との連携を強める。
- ⑥ 学校ブログや学校だよりを活用して学校の情報発信を積極的に行う。

(7) 学びのセーフティネットの構築（安全教育、生徒指導、不登校、いじめの対応）

- ① 生徒指導を組織的に行うための体制を確立し、教職員全員が一致した体制で組織的に指導を進める。
- ② 「生徒指導提要」「学校いじめ防止基本方針」に基づき、学校・家庭・地域が連携して、「いじめは許されない」という毅然とした姿勢でいじめの未然防止、早期発見、解消に努める。
- ③ 不登校児童についての理解や家庭の状況把握に努め、保護者と連携しながら一人一人に適した組織的対応を進める。
- ④ いじめ問題や不登校問題について定期的な研修を行い、最新の知識を学び児童や保護者対応を行う。
- ⑤ 枚方警察、スクールサポーター、まるっと子どもセンター等や関係機関と連携し、地域一体となった子ども見守り体制を構築する。
- ⑥ 不登校児童（年30日欠席）になり得る児童の状況把握の為に、計画的なケース会議を実施し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心の教室相談員等や関係機関と情報共有のもと、管理職、生活指導担当、養護教諭、学級担任等と具体的な支援方法を進める。
- ⑦ いじめや不登校の未然防止に向けて、初期対応や情報共有のために、一人ひとりの情報が把握できるスクリーニングシートの作成と活用を図る。
- ⑧ 保護者を対象とした「いじめ問題」「SNSの危険性」についての学習会を懇談会実施予定。
- ⑨ 児童一人一人の自己指導能力を育成するために、発達支持的生徒指導を推進していく。
- ⑩ 交通ルールを守り、安全な登下校を指導する。（定期的な通学路の見回り）

(8) 学びを支える教育環境の充実（教育環境の活用）

- ① 様々な理由で学校に登校できない児童・生徒の学びを止めないために、ICT を効果的に活

用した取り組みを積極的に行う。

- ② ICT 機器の管理、運用については「枚方市立学校情報セキュリティポリシー」及び「学校情報セキュリティ対策基準等運用マニュアル」に沿って適切に行う。

(9) 生涯学習の推進と図書館の充実（学校図書館機能の充実）

- ① 朝読書等の読書活動に積極的に関わり、創造力や感受性といった豊かな心を育む。
- ② 子どもたちが手に取りやすい位置に小学生新聞を置き、新聞を読む機会を増やす。
- ③ 読書ノートに関わり、読書への興味・関心を高める。

(10) 文化・スポーツなどの生涯を豊かにする体験活動の充実（社会教育と学校教育の連携）

- ① 地域と連携し、「枚方子どもいきいき広場」の充実を図っていく。
- ② 地域と連携しながら、学校施設の開放を積極的に推進していく。